

一．反対尋問

．判例について

- ・なぜこの判例を引用したのか。

．学説の検討について

- ・故意責任の本質をどのように考えているか。

．本問の検討について

- ・通貨偽造罪に「行使の目的」は必要か。

二．立論

．学説の検討

検察側の採用するF説(違法性の意識の不要説)ではなく、C説(制限故意説)が妥当であることを、以下で立証する。

- 1． まず、検察側はF説について、違法性の意識の検討すら不要であるとしていることから、検察側の採用するF説は違法性の意識の可能性不要説ともいえる。しかし、違法性の意識の可能性すら不要であるという考え方は、国民はすべて法律上許されない事柄を知っていなければならないという考えを前提とするもので、国家の権威を一面的に強調し個人の価値を軽視するものである。
- 2． また、犯罪事実を認識していてもやむを得ない事情によって違法性が認識できない場合にまで故意責任を肯定するのは責任主義に反する。
- 3． そして、故意責任の本質は行為者の反規範的人格態度に対する責任非難であると解するところ、違法性の意識の可能性さえあれば、反対動機の形成が可能であった点で、非難に値する反規範的人格態度を認めることができる。
- 4． 以上より、F説(違法性の意識の不要説)ではなくC説(制限故意説)が妥当である。

．本問の検討

本問において、甲に故意が認められるか。前述のように、C説が妥当であると解するため甲に違法性の意識の可能性が存するか否かが問題となる。

- 1． 本問においては、通貨に対する公共の信用と国の通貨発行権を侵害する通貨偽造罪を厳格に取り締まるべき警察官が、通貨偽造の可能性に触れつつも、条件付ではあるが「大丈夫だろう」という言葉とともに好意的に接し、その後も、警察署内において出来上がったサービス券に特別の注意もしなかったことから、飲食店を営む一般人甲について、違法性の意識の可能性は皆無であるといえ、甲の故意は阻却される。
- 2． また、そもそも、偽造の通貨を真正の通貨として流通に置く目的をいう、通貨偽造罪の「行使の目的」が認められない。
- 3． さらに、「交付」とは偽貨であることを告げて渡すこと、又は偽貨であると知っている相手に手渡すことをいうが、そのような事情も認められない。
- 4． 以上より、甲には通貨偽造罪(148条1項)、通貨偽造罪及び交付罪(148条1項、2項)はともに成立せず、甲は何ら罪責を負わない。

以上